

白川町訓令甲第46号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

平成27年度白川町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱等を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年10月31日

白川町長 佐伯正貴

平成27年度白川町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 平成27年度白川町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成27年白川町訓令甲第26号）
- (2) 令和2年度白川町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年白川町訓令甲第29号）
- (3) 令和3年度白川町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要綱（令和3年白川町訓令甲第45号）
- (4) 令和3年度白川町単独子育て世帯特別給付金交付事業実施要綱（令和3年白川町訓令甲第47号）
- (5) 令和3年度白川町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱（令和4年白川町訓令甲第14号）
- (6) 白川町子育て世帯負担軽減給付金給付事業支給事務実施要綱（令和4年白川町訓令甲第48号）
- (7) 白川町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和5年白川町訓令甲第26号）

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。